

5 犯則者は、第一項の通告の旨（第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正後の通告の旨。次項及び次条第一項において同じ。）を履行した場合においては、同一事件について公訴を提起されない。

6 犯則者は、第一項後段の通告の旨を履行した場合において、没収に該当する物件を所持するときは、公売その他の必要な処分がされるまで、これを保管する義務を負う。ただし、その保管に要する費用は、請求することができない。

（平二九法一三・旧第百三十八条繰下・一部改正）

（通告処分の不履行と告発）

第百四十七条 犯則者が前条第一項の通告（同条第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正。以下この条において「通告等」という。）を受けた場合において、「通告等」を受けた日の翌日から起算して二十日以内に当該通告の旨を履行しないときは、税関長は、検察官に告発しなければならない。ただし、当該期間を経過しても告発前に履行した場合は、この限りでない。

2 犯則者の居所が明らかでないため、若しくは犯則者が通告等に係る書類の受領を拒んだため又はその他の事由により通告等を行うことができないときも、前項と同様とする。

（平二九法一三・旧第百三十九条繰下・一部改正）

（検察官への引継ぎ）

第百四十八条 犯則事件は、第百四十五条ただし書（税関職員の報告又は告発）の規定による税関職員の告発又は第百四十六条第二項（税関長

の通告処分等）若しくは前条の規定による税関長の告発を待つて論ずる。

2 第百四十四条（申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件についての告発）の規定による告発又は前項の告発は、書面をもって行い、第百四十一条各項（調書の作成）に規定する調書を添付し、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件があるときは、これを領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録とともに検察官に引き継ぎなければならない。

3 前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が第百三十三条第一項（領置物件等の処置）の規定による保管に係るものである場合においては、同項の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同項の規定により当該物件を保管させた者に通知しなければならない。

4 前二項の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法の規定により検察官によつて押収されたものとみなす。

（平二九法一三・旧第百四十条繰下・一部改正）

（犯則の心証を得ない場合の通知等）

第百四十九条 税関長は、犯則事件を調査し、犯則の心証を得ない場合においては、その旨を犯則嫌疑者に通知しなければならない。この場合において、物件の領置、差押え又は記録命令付差押えがあるときは、その解除を命じなければならない。

（平二九法一三・追加）

附則（昭二九・四法六一）

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和二十九年政令第一三八号で昭和二十九年七月一日から施行）

2 左に掲げる法律は、廃止する。

保税倉庫法（明治三十年法律第十五号）

保稅工場法（昭和二年法律第四十五号）

3 第十二条第一項（延滞税（とん税法第十一条第一項（特別とん税法第六条において準用する場合を含む。）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十条において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）に規定する延滞税の年七・三パーセントの割合及び年十四・六パーセントの割合は、第十二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第九十三条第二項（利子税の割合の特例）に規定する特例基準割合をいう。以下この項及び附則第五項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合と当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合は、年七・三パーセントの割合とし、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

4 第十二条第七項第一号及び第三号並びに同条第八項第二号に規定する延滞税（以下この項において「滞納処分の執行の停止等をした関税に係る延滞税」という。）につきこれらの規定により免除し、又は免除することができる金額の計算の基礎となる

5 犯則者は、第一項の通告の旨（第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正後の通告の旨。次項及び次条第一項において同じ。）を履行した場合においては、同一事件について公訴を提起されない。

6 犯則者は、第一項後段の通告の旨を履行した場合は、公売その他必要な処分がされるまで、これを保管する義務を負う。ただし、その保管に要する費用は、請求することができない。
（平二九法一三・旧第百三十八条繰下・一部改正）

（通告処分の不履行と告発）

第百四十七条 犯則者が前条第一項の通告（同条第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正。以下この条において「通告等」という。）を受けた場合において、当該通告等を受けた日の翌日から起算して二十日以内に当該通告の旨を履行しないときは、税関長は、検察官に告発しなければならない。ただし、当該期間を経過しても告発前に履行した場合は、この限りでない。

2 犯則者の居所が明らかでないため、若しくは犯則者が通告等に係る書類の受領を拒んだため又はその他の事由により通告等を行うことができないときも、前項と同様とする。
（平二九法一三・旧第百三十九条繰下・一部改正）

（検察官への引継ぎ）

第百四十八条 犯則事件は、第百四十五条ただし書（税関職員が報告又は告発）の規定による税関職員の告発又は第百四十六条第二項（税関長

の通告処分等）若しくは前条の規定による税関長の告発を待つて論ずる。

2 第百四十四条（申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件についての告発）の規定による告発又は前項の告発は、書面をもって行い、第百四十一条各項（調書の作成）に規定する調書を添付し、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が、これを領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録とともに検察官に引き継がなければならない。

3 前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が第百三十三条第一項（領置物件等の処置）の規定による保管に係るものである場合においては、同項の保管証をもって引き継ぐとともに、その旨を同項の規定により当該物件を保管させた者に通知しなければならない。

4 前二項の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法の規定により検察官によつて押収されたものとみなす。

5 第一項の告発は、取り消すことができない。
（平二九法一三・旧第百四十条繰下・一部改正）

（犯則の心証を得ない場合の通知等）

第百四十九条 税関長は、犯則事件を調査し、犯則の心証を得ない場合においては、その旨を犯則嫌疑者に通知しなければならない。この場合において、物件の領置、差押え又は記録命令付差押えがあるときは、その解除を命じなければならない。
（平二九法一三・追加）

附則（昭二九・四法六一）

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
（昭和二十九年政令第一三八号で昭和二十九年七月一日から施行）

2 左に掲げる法律は、廃止する。
保稅倉庫法（明治三十年法律第十五号）
保稅工場法（昭和二年法律第五号）

3 第二十一条第一項（延滞税）（同法第十条第一項（特別とん税法第六条において準用する場合を含む。）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十条において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）に規定する延滞税の年七・三パーセントの割合及び年十四・六パーセントの割合は、第十二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第九十三条第二項（利子税の割合の特例）に規定する特例基準割合をいう。以下この項及び附則第五項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合と当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合とし、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

4 第十二条第七項第一号及び第三号並びに同条第八項第二号に規定する延滞税（以下この項において「滞納処分の執行の停止等をした関税に係る延滞税」という。）につきこれらの規定により免除し、又は免除することができる金額の計算の基礎となる